オパール居宅介護支援事業所 運営規程

(目的)

第1条 オパール居宅介護支援事業所は、介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
 - 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に 基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービ スを多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し 努めるものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供 されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公 正、中立に行うものとする。

(事業所の名称)

第3条 この事業を行う事業所の名称は「オパール居宅介護支援事業所」(以下 「事業所」という。)と称する。

(事業所の設置)

第4条 事業所は、倉敷市福田町福田234番地1に事務所を設置する。

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は、社会福祉法人淳邦会とする。

(従業員の職種、員数及び職務内容)

- 第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - 一 管理者 1名(常勤)

事業所を代表し、業務の総括の任にあたる。

- 二 介護支援専門員 1名以上
 - (イ)第2条の運営方針に基づく業務にあたる。
 - (ロ)利用者44名またはその端数を増すごとに1名を基準とする。
- 2 職員の資質向上のために採用時及び定期的研修を確保する。
- 3 職員は、常に清潔保持、健康状態について必要な処置を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(居宅介護支援の提供方法)

- 第8条 介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問または利用者も しくはその家族から求められたときは、これを提示するものとする。
 - 2 指定居宅介護支援の提供を求められたときには、被介護保険者証により被介護保険者資格と要介護認定の有無、設定区分と要介護認定等の有効期間を 確かめる。
 - 3 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被介 護保険者の意思もふまえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を 行う。
 - 4 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する 1ヵ月前には行われるよう必要な援助を行う。
 - 5 要介護認定等を受けた者の居宅サービス計画の作成を利用者もしくはその家族の意思を尊重して保健医療サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、被介護保険者の承認を得て総合的、効果的に行い、サービス提供の手続きを行う。
 - 6 事業所は、正当な理由がなく、業務の提供を拒否してはならない。 正当な理由とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - (イ)事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
 - (ロ)利用申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合
 - (ハ)利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合
 - 7 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅もしくは利用者の指定する 場所又は事業所内の相談室とする。

(居宅介護支援の内容)

- 第9条 居宅サービス計画の作成
 - 一 居宅サービス計画の担当配置介護支援専門員は居宅サービス計画の作成に関する業務を行う。
 - 二 利用者等への情報提供

居宅サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者またはその家族がサービスの選択を可能とするように支援する。

三 利用者の実態把握

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、そのおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき

課題を把握する。課題分析の手法は事業所独自の様式を使用する。

四 居宅サービス計画の原案作成

介護支援専門員は、利用者、家族の希望ならびに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。

五 担当者会議

介護支援専門員は、サービス担当者会議を開催し、当該居宅サービス 計画の原案内容について、担当者から専門的な見地から意見を求める ものとする。

六 利用者の同意

介護支援専門員は、利用者またはその家族に対し、サービスの種類、 内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。

2 サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及び その家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことに より、居宅サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行 い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者 等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

- 3 介護保険施設の紹介等
 - 一 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合または利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行う。
 - 二 介護支援専門員は、介護保険施設等から退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、 予め居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

(利用料、その他の費用の額)

- 第10条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの支払いは受けないものとする。
 - 2 通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があったときは、指定居 宅介護支援を行う場合に要した交通費については利用者の同意を得て、通 常の事業の実施地域を越えた地点から通行距離1キロあたり50円を利 用者から受けることができる。

(通常の事業の実施地域)

第11条 事業所の事業の実施地域については、倉敷市内(旧・真備町は除く) とする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

- 第12条 指定介護支援事業者は、毎月倉敷市に対し、居宅サービス計画において位置づけられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスに関する情報を記載した文書を提出する。
 - 2 指定居宅支援事業者は、居宅サービス計画に位置づけられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅サービス費または特例居宅支援サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第13条 利用者が、他の居宅支援事業者の利用を希望する場合、その他事業者からの申し出があったときには当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(秘密保持)

第14条 事業所の介護支援専門員その他の職員は、正当な理由がなくその業務 上知り得た利用者またはその家族等の秘密を漏らしてはならない。また、 その必要な措置を講ずる。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任 し次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討
 - (3) 事業所における虐待防止のための指針の整備
 - (4) その他、虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等の高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年3月31日 の会計期間とする。
 - 2 事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、サービスの選択 に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
 - 3 介護支援専門員は、利用者に対し特定の在宅サービス事業者等によるサービス利用の強要または当該事業者からその代償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
 - 4 事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から5ヵ年保存する。

附則

- この規程は平成11年10月1日より施行する。
- この規程は平成19年4月1日より施行する。
- この規程は平成21年6月1日より施行する。
- この規程は平成22年4月1日より施行する。
- この規程は平成26年12月1日より施行する。
- この規程は平成30年4月1日より施行する。
- この規程は平成31年4月1日より施行する。
- この規程は令和6年4月1日より施行する。
- この規程は令和7年4月1日より施行する。